

**国立高度専門医療研究センターの中長期目標の変更について****○自殺総合対策推進センターの移管について【国立精神・神経医療研究センターのみ】  
[中長期目標 第1の3及び第3の1(1)①]**

「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」の成立に伴い、国立精神・神経医療研究センター内に設置されている「自殺総合対策推進センター」の業務が新法人へ移管されることから、当該センターに関する目標を変更するもの。

**(変更内容)**

中長期目標：「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）を踏まえ、調査研究や医療の提供等に関し、積極的に自殺対策に参画するものとする。

**○横断的研究推進組織の設置について【全NC共通】 [中長期目標第3の1]**

平成 30 年 3 月から 12 月に開催された「国立高度専門医療研究センターの今後の在り方検討会」報告書において、「横断的な研究推進組織を 6 NC の内部組織として設置すべきであり、2020 年度からの速やかな実現を目指す。」とされたことから、当該組織に関する目標を追記するもの。

**(追記内容)**

中長期目標：上記（1）及び（2）に関し、6 NC 連携による全世代型の研究やデータ基盤の構築、研究支援等が進み、新たなイノベーションの創出が図られるよう、当面は 6 NC 共通の研究推進組織を構築し、それぞれの専門性を活かしつつ、6 NC 間の連携推進に取り組んでいくこと。

**○NCの出資業務について【全NC共通】 [中長期目標 第3の1]**

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」が改正され、出資可能な法人が NC にも拡大されたことから、当該出資業務に関する目標を追記するもの。  
※追記内容の書きぶりは総務省から示されたもの

**(追記内容)**

中長期目標：研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

○人材活用等に関する方針について【全NC共通】[中長期目標 第6の2 (2)]

各法人が「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第24条に基づき策定している「人材活用等に関する方針」については、総務省の独立行政法人評価制度委員会の委員長談話（平成31年3月4日）において、「人材確保・育成方針の策定や、府省を越えた連携体制の確立など、新たな指針で示される事項のうち、目標期間の終了を待たずに反映可能なものについては、目標変更の機会等を捉まえて、積極的に目標に盛り込むことを検討していただきたいと思います。」とされており、今回の変更に際し、記載を追加するもの。

（追記内容）

中長期目標： なお、法人の人材確保・育成について、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取り組みを進める。